日本国憲法の神髄と改憲の動き それを阻むこと

青井 未帆 学習院大学教授

6月23日、ベルサール東京日本橋で東京土建の幹部学校を開催しました。青井未帆学習院大学教授が「日本国憲法の神髄と改憲の動きそれを阻むこと」と題して講演。大日本帝国憲法と日本国憲法の連続性、日本国憲法の神髄である平和、人権などについて話しました。「けんせつ」では講演の一部を紹介します。（文責は編集部です）

天皇による国家の統治
道徳的な秩序は今も生きる

大日本帝国憲法（明治憲法）のイメージはどのようなものでしょうか。我が国の教育の中で日本国憲法とともに大日本帝国憲法にふれる場合、これをけなすことが多かったのではないでしょうか。大日本帝国憲法はそれなりに堅牢（けんろう）なものだったが、壊れてしまったことに今注目すべきだと、私は思います。

万世一系の天皇による国家の統治として、秩序原理が道徳だったということが大日本帝国憲法の最大の特徴でした。現在、天皇は国政に関わる権限を持たない象徴であることは私たちの常識です。他方で日本社会において最も強い権威を持っているのは天皇なのでしょう。天皇が伊勢神宮に行ったときに多くの人が出迎え涙を流すといったようなことを感覚的にとらえれば、道徳的な秩序は生きていることを確認せざるをえなかったと思います。間違いなく地盤があり、天皇制がある中で道徳的な秩序とともに明治憲法が政治をうまくできなかったという過去を振り返った時に、同じような形で潜在的な危険性を理解した上で人権や平和という価値を考えなければならないのではないか。

軍隊は、上官の命令に従う非常に強い縦の規律がなければ維持できません。一番上にある人はどのような権威を持ちうるのか。わが国では憲法で軍隊を持たないとしていますので憲法のレベルではないのですが、法律では内閣総理大臣です。主権者は国民なので、国民と内閣総理大臣の関係を考えた場合、遠いのです。私たちは直接内閣総理大臣を選んでいません。日本で天皇が権威を持つことと、軍隊を持つことは実質的には近いところにあるのだと、ある意味で常識的に理解できるのではないでしょうか。

今年5月3日の有明防災公園での憲法集会

青井先生

自民草案では権威上げる

自民党の日本国憲法改正草案では、このあたりが非常に周到に手当てされているのは示唆的です。今の象徴天皇制よりも天皇の権威を上げています。それから国防軍を持つとしている。改憲4項目の中に、天皇制は入っていません。しかし実際に憲法改正で9条に手を加えることになれば、天皇条項にも波及してくるだろうというのが見えやすい道理だと言えます。万世一系の天皇による統治とか道徳秩序とかが、依然として日本社会の中に土壌がある中で、これとの向き合い方が問われています。

改元が突き付けたもの

大日本帝国憲法の下で、天皇が立法権、司法権、行政権を総攬するものでした。したがって議会の権限は限定されていたので日本国憲法ですべて直しました。日本国憲法の中で、国会はあまり役に立っていないと国民の目から時折見えるのですが、大日本帝国憲法と比較するととても権限は強化されているのです。

内閣は憲法上の機関ではなかったことも日本国憲法との大きな違いです。内閣の力も弱く、総理大臣のリーダーシップもはかれなかったことが結局は軍部の独走を許した一つの原因だったとも言われており、日本国憲法の時に修正しました。内閣の地位を強くしたのが日本国憲法です。

また臣民の権利義務はうたわれていましたが、それは人権ではありませんでした。天皇が臣民に恩恵的に与えたものでした。

日本社会を支えている基盤で言えば、多分に連続していると観察できるところがあるのでしょう。そのことを改めて我々に突き付けたのが、先日の改元だったのかもしれません。天皇が象徴天皇制を超えて日本の政治に対して影響を及ぼしうる力の大きさを忘れてはいけません。

パズルのピース変わりつつ
戦争法で平和国家か

私の問題意識は、憲法9条を守れと言えば大丈夫だというのでは足りないということです。

たとえば平和国家というイメージがジクソーパズルでできていたとすると、その一つのピースが別の色に変わるというのを少しずつ動かしていっても、全体の絵というのは同じに見えます。大きな平和国家というジクソーパズルを、かなり時間をかけて作っていって、しかしあるところからそれが変わりつつある。今日、特に2013年以降にものすごいスピードでいろいろな重要なピースが変わってきている。ただ構図そのものとしては9条あるいは平和国家としてあるのですが、ここまで変わって平和国家なのかということを問いかけなくていいのだろうか。

9条という条文だけの話にしていいのだろうか、どういう国にするのかというピース一つ一つが別の形になっていくだろうということは多くの人はうすうすわかっています。一つ一つがひっくり返った先というのは、全然違う構図になる、バラバラでなくて恐らく一つ形があるものが出てくるはずです。しかしそれがどういう構図なるのかということを示されないままに変えられている、なし崩しです。

どういう国にするのかがわからないままなし崩しである、これは、もっと我々不安に思っていいことなのではないでしょうか。

自衛隊は防衛省の一機関
書き込みで大転換

憲法改正4項目として掲げられているのは、自衛隊を書き込むということと、緊急事態条項、合区解消、教育です。後の2つは置いておいて、憲法改正で自衛隊を書き込むとであれ、緊急事態条項をつくるということであれ、素案というものが出て来ていますが、一向に具体的ではありません。何を意味するのかがわからないままに進められる恐ろしさを強調すべきなのではないかと思います。

防衛作用は行政作用の一つという理解は普通のことではありません。日本に暮らしていると、他国もこのように理解していると思ってしまうかもしれませんが、大日本帝国憲法の時と比べても大転換です。普通の国家行政組織としては扱っております。防衛省が他の省庁と同様に内閣の下にあり、防衛省の一機関として自衛隊があります。

防衛省という役庁を別の観点から見ると、自衛隊という実力を扱う組織だという説明なのです。なぜそのような説明をしたのかというと、憲法の中に実力組織として特別扱いをする根拠がなかったからなのです。

とすると、自衛隊を別途書き込むというのは今の理解からすれば、大きな転換を意味します。憲法の裁判所、国会、内閣と並ぶような機関として扱いましょう、特別な機関として扱いましょうということを意味します。

国会、内閣等と並ぶものに

憲法が特別な機関としてあげているのは実は5つしかありません。衆議院、参議院、会計検査院、内閣、裁判所です。この5つに国の仕事を割り振っています。役庁というのは内閣の下にあります。内閣の下にある役庁から取り出して、5つの憲法上の機関に並べた時、何が起こるのでしょうか。なぜ5つの機関に並ぶようなものにするのでしょうか。これは1ミリも変わらないようなものにするのでしょうか。これは1ミリも変わらないことなのではないでしょうか。

深い理解で制度設計
森有礼と伊藤博文の論戦

大日本帝国憲法は、深い理解にも基づいて制度設計がされていました。同時に、少数の人によってのみ作られたのでは平面的なのだろうといえます。個人＝家族＝社会＝国家、だから国家にとっていいことは個人にとっていいことだというような平面的な感覚なのでしょうか。

紛争は起きないでしょう。国家にとっての価値、社会にとって価値、個人にとっての価値が同じですから。しかし言葉の本質的な意味で人権はそんなものではないはずです。多くの人が思っていても、それに違和感がある、多くの人の同調圧力に負けてしまいそうになる、そのような人のために、そもそも人権という考え方はあるのではないでしょうか。

私たちの社会では、同調圧力が掛けられがちなのです。しかしこれに抗していくことこそが、私たちが日本国憲法の下で人権を享受することの意味なのではないかと強調しておきたいと思います。

明治憲法からの課題を考察

今、何をどう変えるのか、どういう国家を目指すのか、何のために憲法があるのか、という議論を飛ばして、憲法改正こそが目的であると言わんばかりの状況になっていることは、明治憲法を作った時と比べても著しく差があります。さらに明治憲法の時は統治権を総攬するのが天皇でした。今日、主権を持っているのは国民です。国民主権になったら議論が遅れたというのは、いかにも残念なことではないでしょうか。

日本国憲法と大日本帝国憲法の断絶、連続という両側面があるはずです。私たちは断絶ばかり語るのでなく、大日本帝国憲法から続く課題や、遺産というものもまた考えなくてはいけないと思います。

伊藤博文が明治天皇を前にして、憲法を制定する意味について議論をしています。森は「臣民の権利義務という言葉は不要だ」というようなことを言ったのに対して、伊藤は「憲法を制定するということは君権を制限し、臣民の権利を保障することになる」と反論しました。伊藤博文らが勉強し、かなり深い理解に立って憲法を作っていました。

逸話があります。森有礼と伊藤博文が明治天皇を前にして、憲法を制定する意味について議論をしています。森は「臣民の権利義務という言葉は不要だ」というようなことを言ったのに対して、伊藤は「憲法を制定するということは君権を制限し、臣民の権利を保障することになる」と反論しました。伊藤博文らが勉強し、かなり深い理解に立って憲法を作っていました。

心の中の自由を保障
国家が内心に踏み込んだ歴史

日本国憲法の人権の条項の中で、他国との違いとして次のようなものがあります。

19条・思想及び良心の自由、「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」という条文なのですが、なぜ心の自由を侵してはならないとわざわざ言わなければならないのか。21条・表現の自由、23条・学問の自由、20条・信教の自由というのが保障されているのはわかり易いと思います。これらは心の外側に表現するのが主です。外側に表現されているならば、内側も保障されるものではないのでしょうか。他国の憲法は大概そう考えます。外側に保障することさえ守られれば、心の中にスカスカと国家が入ってくることはないでしょう。しかし日本国憲法はあえて内心の自由を保障したのは、内心に国家がスカスカと入り込んだ歴史があるからです。

軍人勅諭と教育勅語で

軍人勅諭や教育勅語がかつてありました。この二つは法律ということでなく天皇が直接お言葉を述べられたという意味において果たした影響、役割はとても大きいのです。軍人勅諭や教育勅語を作る際、法制官僚には反対論がありました。仮にも立憲主義国家である以上は、国家が「どう生きるのか」「こう思え」というように、国民の心の中に入ってはいけないという最低ラインがあるはずなので、それをどのように生きるかというのを示してしまう、法律で作るのはダメという反対の意見があり、最終的に勅語というような形を取りました。しかし日本の場合、今よりもっと強い権威があったということとあわせると、天皇が直接このようにしなさいと働きかける、話をされることが国民を統合させるうえでかなり大きな影響を果たしたことは否定すべきもないと思います。

最終的に日本国民がどのように統合されたかといえば、空襲の際にも「逃げるな」「焼夷弾が落ちてきたらほうきで消せ」というような命令であっても従わざるをえない状況に追い込まれていた。国が示した生き方をできるものではない国民が非国民とされたという過去に照らして考えた時に、19条が思想及び良心の自由を侵してはならないと深くうたっている意味は大きいのではないでしょうか。

たたかう武器＝憲法
人権歪める自民党改憲案

人権という言葉を、私たちは普段あまり使わない傾向があります。権利、権利というのはどちらかと言えば少数で、「それは私の人権だ」と日々生活する中で主張する人も多くはないかもしれない。しかし人権という言葉が持っていたバタ臭い、私たちの言葉でないという感覚はだいぶ変わってきているはずです。

平成24年の自民党の改正草案のQ&Aでは、憲法13条の「公共の福祉」という言葉をわざわざ別の言葉に置き換えています。その説明で、「個人が人権を主張する場合に、人々の社会生活に迷惑を掛けてならないのは、当然のことです。そのことをより明示的に規定しただけであり、これにより人権が大きく制約されるものではありません」としています。私はこれに強い違和感を覚えます。

人々の社会生活に迷惑を掛けてはならない、掛けない限りの「人権」です。ここで言うのは、誰が社会に迷惑を掛けるのを判断するのかという前提で言えば、自民党改憲草案の前提は国家が判断するのです。あの人の行為は迷惑だから制約してしまいなさいと国家が判断してしまったら、人権という考え方が存立する余地は恐らくなくなってしまいます。

同調圧力に抗していく

私のイメージでは、自民党改憲草案の個人と国家の関係になるのが議論されていない。加憲の意味を考えるのが重要だというのは、そのとおりだと思います。（荒川）

・憲法の成り立ちから現在に至る問題点がよくわかりました。現政権が本当の目的をほかしながら改憲しようとしていることに、ますます腹立たしい気持ちになります。議会制でありながら議論をせず、官邸主導？主権があるかのような、政治もときに吐き気すら覚えます。（中野）

・日本国憲法の神髄＝人権と平和。その意味してきたことは、社会（世界）よりも一歩も2歩も先を行くものであった（まだ色あせていない）。条文は一言一句変わっていないけれど、政治が大きく変わっている。（文京）

・大日本帝国憲法成立の背景や設計についての話は今まで聞いたことがなかったため、興味深かった。（江戸川）

・憲法の話は何度も聞いていたが、切り口が新鮮で驚いた。大日本帝国憲法の制定時の、森有礼VS伊藤博文の議論は、感銘を受けた。天皇の前での議論だったことも驚きであった（品川）

・今まで大日本帝国憲法と日本国憲法はいろいろなところが違っていると思っていたが、そうではないことがわかった。日本国憲法を守ることが、人として当然のことと思えた。（西多摩）

・安倍政権のもとで、すでに自衛隊が海外で武力行使できる状態であることも強調されていました。最近のアメリカとイランの緊張状態は大変心配で、武力衝突が起これば自衛隊が派兵される恐れがあります。（清瀬久留米）

・何のための、誰のための改憲なのか、その結果どのようになるのか議論されていない。加憲の意味を考えるのが重要だというのは、そのとおりだと思います。（荒川）

・憲法の成り立ちから現在に至る問題点がよくわかりました。現政権が本当の目的をほかしながら改憲しようとしていることに、ますます腹立たしい気持ちになります。議会制でありながら議論をせず、官邸主導？主権があるかのような、政治もときに吐き気すら覚えます。（中野）

・安倍政権は改憲をめざしているが、何のための改憲なのか。何よりも現憲法の中で大切にされているのは、個人が個人として守られていることだと思う。改憲されると、どうなるか不安です。（八王子）

・我々が判断し行動することが、やはり正道。憲法を「闘うための武器」という考え方に大いに賛同する。（墨田）

・憲法は生肉だと思った。常温で放っておけば腐って食べられなくなる。冷凍で保存すれば、日持ちはするが固定化する。塩漬けにして生ハム、くんせいにする、煮る、焼く、味付けをすればおいしくいただける。使い手によって、憲法も活かされるし、ダメにすることもありうる。（目黒）

・ジクソーパズルとピースの話はよかった。全体が同じに見えても、パズルのピースが違っていけば、全く違ったものになってしまったとえばわかりやすかった。（新宿）

・2014年の集団的自衛権の行使の閣議決定は、今5歳の娘が生まれた年で、母子手帳の「その年の主な出来事」に書いたことを思い出した。ジクソーパズルのピース一つ一つが変わり、危機感を持ったなければいけないという言葉が印象的だった。（町田）

・大日本帝国憲法は、国民にとって悪い憲法でなかったかもしれないということを初めて知りました。考え方、使い方によって私たちの憲法は将来、悪いもの、よいものにもなりえることだと思いました。（三鷹武蔵野）

・安倍首相の間違いを認めず勝手なへりくつで事をおさめようとする姿勢には腹が立つ。これを参院選で示せるように行動したい（足立）

・「平和と人権尊重」。私たちにとっては大切な永遠のテーマです。70年以上もの間、9条が私たちの何を守って来てくれたのか、本当に考えさせられます。と同時に憲法の大切さ、憲法は骨格で、世代に応じ肉付けが大事。（調布）

・大日本帝国憲法と日本国憲法は別個のものではなく、軍事などの戦前の体制につながった部分をなくした上で、権力・国家をしばるもの、人権と平和を柱として制定されたことがわかった。（世田谷）

青井先生の講演で憲法の認識が深まりました

幹部学校参加者の感想から

詰将棋の解答

▲2三銀不成△同玉▲3二飛成△1四玉▲2四銀成△同玉▲3四竜まで7手詰。